

令和5年度「足場の組立て等業務特別教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10	
鹿児島労働局登録教習機関	TEL 099-257-9211	FAX 099-257-9214

1 教育の対象者

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く）に従事する（従事させようとする）者（18歳以上）が本教育（「6時間教育」）の対象者となります。

【注】次に該当する者は、本特別教育科目の全部を省略できます。（つまり、特別教育を行う必要はありません。）

- ① 「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
- ② 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等「足場の組立て等作業主任者技能講習規程」第1条各号に掲げる者
- ③ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

2 教育年月日、会場

別掲の【令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施予定表】のとおり

3 教育の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- * 講習開始時刻 9時
- * 講習終了時刻 16時20分
 - ・ 受付は、いずれの会場も講習開始時刻の30分前から行います。
 - ・ 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。
 - ・ 都合により、開始及び修了時刻を変更する場合があります。

4 教育科目、時間

教育科目	教育時間	講師
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	当支部 専属講師
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	
4 関係法令	1時間	
合計	6時間	

* 教育科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

5 受講料（1人当たり）及びテキスト代（1冊当たり）

別掲の【令和5年度 技能講習等受講料・テキスト代】の「税込額」のとおり。

- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代を建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

6 申込み、受講料及びテキスト代の納付方法

（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）
納付された受講料、テキスト代は、原則としてお返しできませんので、ご承知ください。

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

- ① 受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により受講希望日の6週間前から3週間前までに「建設業労働災害防止協会鹿児島県支部」（下記7の(1)）にお申込みください。

なお、宛先を書き所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ② 受講料、テキスト代は、講習を開催することになった時点で、別途送付する請求書に基づき当方の口座に入金してください。

(2) 上記会場以外での受講希望者

① 開催会場の当該支部会員事業場の受講希望者

受講申込書に必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代を添え、郵送（現金書留）等により、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに、講習実施会場の申込先（下記7(2)～(3)のいずれか）にお申込みください。

② 当該支部会員（下記7(2)～(3)のいずれか）でない事業場の受講希望者

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部（099-257-9211）に問い合わせのうえ、受講可能であれば上記(1)の手続きに従ってお申込みください。

7 申込み（問い合わせ）先

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

（〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 FAX 099-257-9214）

＝ 以下は、当該支部会員に限った申込み（問い合わせ）先です！ ＝

(2) 令和5年4月10日の「奄美建設会館」会場での受講希望者

鹿児島県建設業協会 奄美支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会）

（〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846）

(3) 令和5年7月28日の「栗野建設会館（または「丸岡会館）」会場での受講希望者

鹿児島県建設業協会 栗野支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会）

（〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221）

[注] 6月26日は、「(一社)鹿児島県電設協会」会員が対象です。

8 募集定員

- ・ 50名（会場等の事情でこれより少なくする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

9 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講した方には、修了証を交付します。